

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会だより

チ。ラ。リ

～個性あふれるまちづくりへ～

第20号 平成16年8月23日発行

○発行:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局:西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

名付け親大賞 贈呈!



平成17年4月1日合併へ!

平成16年8月17日(火)午後2時から瀬戸町民センターにおいて第18回合併協議会が開催されました。

平成17年3月31日を目標としていた合併の期日については、改正された合併特例法により経過措置が講じられるため、平成17年4月1日とすることで修正協議がなされ、確認されました。

また、先に決定した「新町名称名付け親大賞」の稲月忠男さんに会長より賞が贈呈されました。

第十八回 合併協議会報告

平成十六年
八月十七日(火)
瀬戸町民センター

1、報告された事項

○合併協議会委員の変更につ
いて

変更前	変更後
井上喜樹	岡元幸雄
坂本竹市	上田 貴
二宮英喜	山本吉昭

○小委員会委員の変更につ
いて

変更前	変更後
住民 総務	井上喜樹 坂本竹市
企画	二宮英喜 山本吉昭
	岡元幸雄 上田 貴

○各小委員会報告

2、確認された事項

○平成十五年度会計歳入歳出
決算について
(別途記載のとおり)
○継続協議項目について
(別途記載のとおり)



協議第2号：合併の時期

【修正協議】

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

【修正前】

合併の期日は、平成17年3月31日とする。

なお、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられたときは、合併協議の進捗状況を勘案してあらためて協議する。

協議第7号：町議会議員の任期及び定数の取扱いについて

- (1) 議会議員の任期については、合併特例法に規定される特例措置の適用を行わず、公職選挙法第33条第3項の規定による設置選挙を実施する。
- (2) 選挙区は、全町1選挙区とする。
- (3) 新町の議会議員の定数は、22人とする。
- (4) 報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。

現 況		
	(1)人口2千未満の町村	12人
	(2)人口2千以上5千未満の町村	14人
伊方町	(3)人口5千以上1万未満の町村	18人
瀬戸町	(4)人口1万以上2万未満の町村	22人
三崎町	(5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
	(6) 以下 略	

協議第8号：農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

【修正協議】

- (1) 農業委員会については、新町に1つの農業委員会を置き、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定は適用しない。
- (2) 選挙による委員の定数は、14人とする。
- (3) 選挙による委員の選出にあたっては、3つの選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

旧伊方町の区域	5人
旧瀬戸町の区域	4人
旧三崎町の区域	5人
- (4) 報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。

【修正前】

- (1) 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定の適用期間の終了後、選挙による委員の改選にあたっては、3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は次のとおりとする。

旧伊方町の区域	5人
旧瀬戸町の区域	4人
旧三崎町の区域	5人
- (3) 「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられ、合併の期日が変更になったときは、あらためて協議する。

協議第36号:各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて

1. 老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。
2. 敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。

地区助成金	65歳以上1人あたり	1,800円
各種祝品	100歳以上	5,000円
	満100歳	10,000円
	白寿	5,000円
	米寿	5,000円
	金婚夫婦	6,000円
長寿者祝金	80～86歳	5,000円
	87歳以上	10,000円

3. 老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整する。
4. 在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。
5. 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。
6. 高齢者福祉給付金等支給事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。
7. 出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。

1. 出生時: 出産祝金として	300,000円
2. 誕生日: 満6歳までの毎誕生日	100,000円
3. 義務教育就学時	100,000円

- ※① 対象者は、住民登録されてから1年以上居住し、永住を前提として3年以上の居住を確約する者であって、第3子以降の児童を養育している者
- ※② 経過措置として、瀬戸町及び三崎町に居住する者で平成13年4月1日から新町発足までの間に第3子を出産し養育している者は、誕生日祝金及び就学祝金の支給対象とする。

8. はり、きょう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。
9. 上記以外の福祉事業のうち、国や県の補助事業等については現行のまま新町に引き継ぎ、法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。
また、町単独事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。

協議第37号:各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて

1. 保育所、保育園事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、国や県の補助金廃止の動向を踏まえ、新町において調整する。

① 施設の名称については、「保育所」に統一する。

伊方町			瀬戸町			三崎町		
保育所名	定員	児童数	保育所名	定員	児童数	保育所名	定員	児童数
伊方保育所	120	85	三机保育園	45	19	三崎保育園	60	56
九町保育所	30	32	塩成保育園	30	6	二名津保育園	45	21
加周保育所	30	17	川之浜保育園	30	15			
豊之浦保育所	30	6	大久保育園	45	14			
大浜保育所	30	24						

② 新町において、保育所の適正配置に関する指針を策定し、統廃合について検討する。

③ 保育料については、合併時に伊方町の例により統一する。

(3町の現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
3歳未満児	最低	4,000円	5,500円
	最高	40,000円	42,000円
3歳以上児	最低	3,000円	4,500円
	最高	33,000円	34,500円

④ 給食事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、保護者負担金については、合併時に統一する。

(3町の現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
3歳未満児	388円/食	373円/食	271円/食
3歳以上児	306円/食	223円/食	203円/食



協議第38号:各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて

1. 隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。
2. 人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。

今後の想定スケジュール

第18回合併協議会(平成16年8月17日)

- ・議会議員の任期及び定数の取扱い
- ・合併の時期について

住民説明会

- ・合併協議経過及び協議内容
- ・新町建設計画

第19回合併協議会(平成16年9月上旬予定)

- ・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について
- ・合併協議項目の最終確認(合併協定書)

合併協定調印式

- ・協議会において確認された協議項目を合併協定書としてまとめ、3町の町長が調印します。

各町議会の合併の議決

- ・3町の町議会でそれぞれ合併についての議決を行います。

県知事へ合併の申請

- ・3町で議決されると、愛媛県知事に対して合併の申請を行います。

県議会の議決と県知事の決定

- ・合併の申請を受けた知事は、県議会の議決を経て、合併の決定を行います。

県知事から総務大臣への届出

- ・知事が合併を決定したことを総務大臣に届出ます。

総務大臣による告示

- ・合併の期日などについて総務大臣が告示を行います。告示によって合併の効力が発生します。

平成15年度 伊方町・瀬戸町・三崎町 合併協議会会計歳入歳出決算書

1.歳入

款	項	予算現額	調定額	説明
1.負担金	1.負担金	28,956,000	17,490,000	各町負担金 ・伊方町 5,830,000 ・瀬戸町 5,830,000 ・三崎町 5,830,000
2.県支出金	1.県補助金	3,000,000	3,000,000	運営費補助金
3.繰越金	1.繰越金	66,000	66,668	前年度繰越金
4.諸収入	1.雑入	1,000	137	預金利子
歳入合計		32,023,000	20,556,805	

2.歳出

款	項	予算現額	支出済額	説明
1.運営費		20,995,000	11,454,480	
	1.会議費	7,209,000	3,398,137	委員報酬 2,937,000 会議所 461,137
	2.事務費	13,786,000	8,056,343	職員旅費 202,360 消耗品費 541,611 印刷製本費 933,770 通信運搬費 229,850 委託料 825,825 借上料ほか 2,736,823 事務用備品 146,925 ほか
2.事業費		10,973,000	9,075,570	
	1.事業推進費	10,973,000	9,075,570	謝金 400,000 講師旅費 66,100 印刷製本費 735,000 委託料 7,831,000 使用料 43,470
3.予備費		55,000	0	
	1.予備費	55,000	0	
歳出合計		32,023,000	20,530,050	

3.翌年度繰越額 26,755円



ご意見を
お寄せ下さい！

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

* 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 *

Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *

Tel: (0894) 38-0211(代)

Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *

Tel: (0894) 52-0111(代)

Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *

Tel: (0894) 54-1111(代)

Fax: (0894) 54-1988(代)